

# 規約の改正について

# 1. 委員資格の喪失条件に関する規約の改正

## 提案の経緯

- 過去2年間の協議会への出席率は平均27.7% (25.5～30.1%, 合計4回)
- 協議会定足数は委員の4分の1 (25%)となっており、成立が危うい状況
- 事務局では参加を増やすための取組を行ってきた  
(ハイブリッド開催、個別の参加依頼、グループディスカッション、エクスカージョン開催等)
- しかしながら、出欠席の回答がない委員には有効な手立てがない  
(規約第6条3により任期は自動的に更新される)

# 事務局提案

## (1) 委員資格の喪失事由の追加

- ・第8条(委員資格の喪失)に以下を追加

(5) 当該任期中に一度も、協議会への出席がないかつ出欠確認への回答がない

## 2. 公募による新規参加委員の任期開始日について

## 提案の経緯

- 2年毎に新規参加委員を公募することになっており、当該委員については任期開始日を「当年4月1日に遡るものとする」とある。
- しかし、任期を遡ることで全体の委員数が増える一方で参加委員はその時点の人数となるため、前述した定足数を満たさない可能性がある。
- そのためこの記述をなくし、任期の開始日は協議会で承認された時点としたい。

# 事務局提案

## (1) 任期の開始日の変更

- ・第6条(構成)のうち、以下の一文を削除

5 前項で定める公募に応募した者は、第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、新たに委員となることができる。~~ただし、新たに委員になった者の任期の開始日は、当年4月1日に遡るものとする。~~

ただし、任期の途中で委員となった者の任期は、第3項で定める委員の残任期間とする。

### 3. その他(軽微な修正)



# 事務局提案

## (1) 誤字等の修正

### 第13条

2 協議会の会議及び部会~~の~~開催にあたっては、日時、場所等について予め広く周知を図る。

### 第14条

2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局~~那覇港湾・空港整備事務所開発建設部港湾~~~~空港技術対策官~~で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所が行う。

## 第3章 構成

### (構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 自然再生事業を実施しようとする者

(2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者

(3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

3 委員の任期は2年間とする。ただし、辞任及び解任の他第8条で定める委員資格の喪失に該当する場合並びに任期の終了時に任期を更新しない申し出があった場合を除き、任期は自動的に更新されるものとする。なお、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

4 2年毎に新規参加委員を公募するものとする。

5 前項で定める公募に応募した者は、第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、新たに委員となることができる。ただし、新たに委員になった者の任期の開始日は、当年4月1日に遡るものとする。

## (委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

## (辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条で定める運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会は、協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法で定める自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合は、第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、委員を解任することができる。

3 前項の解任をするにあたっては、解任の議決をする前に、解任されようとする者に対し、第11条で定める協議会の会議において、弁明する機会を与えなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会の会議に出席しない場合はその限りではない。

## (公開)

- 第 13 条 協議会の会議及び部会は、生物の保護又は個人情報保護にあたり支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議及び部会を開催にあたっては、日時、場所等について予め広く周知を図る。
  - 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護又は個人情報保護にあたり支障のある場合を除き、WEB サイト等で公開する。
  - 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨を取りまとめて議事要旨とし、会長の承認を経て WEB サイト等で公開する。

## 第 6 章 運営事務局

### (運営事務局)

- 第 14 条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港技術対策官で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所が行う。
  - 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
  - 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。